

2021年6月10日

立憲民主党  
枝野幸男 殿

## 受験における機会均等のための要望・提言

入学金納入時期延長を求める有志の会

担当：五十嵐悠真

メールアドレス（代表アドレス）：nyugakukin@gmail.com

電話番号（五十嵐直通）：080-6854-7900

私たち「入学金納入時期延長を求める有志の会」は、大学の入学金の納入時期延長を求める学生中心の有志グループです。

私たちは現状の大学入学金の納入期限が、結果的に入学しない大学にも納入せざるを得ない時期に設定されていることを大学受験の機会均等を損なう問題と捉え、本年3月19日よりオンライン署名サイト **Change.org**（チェンジ・ドット・オーグ）上で署名キャンペーン「入学しない大学には入学金を払わなくていいようにしてください！」（以下、当署名）を展開しております。

6月3日には、集まった署名をもとに文部科学副大臣へ「大学受験における機会均等のための入学金に関する要望」（別紙）と37,153筆の署名簿（別紙）を提出しました。

つきましては、当署名の宛先として指定しておりました国政政党へも署名簿を提出するとともに、具体的な政策について、以下の通り要望・提言いたします。

### 1.大学受験における機会の不平等についての現状

日本の受験生は入学しない大学に平均で30万円も払っているというデータがあります。私たちが東京都に所在する大学について調査したところ、私立大学では実際に2月中に納入期限が来る入試方式が42%ありました。国公立大学など、3月に合格発表がある大学を第一志望にした場合、入学しない大学に入学金を払うのが難しい受験生は、42%の入試方式を選択肢から外す必要があるということです。

国公立大学の前期日程の合格発表日は（一番遅い大学で）3月10日ですが、それ以前に入学金の納入期限が来る入試方式は68%ありました。国公立大学の後期日程の合格発表日は（一番遅い大学で）3月23日ですが、それ以前に入学金の納入期限が来る入試方式は91%に上ります。

入学しない大学にも入学金を払う必要がある今の仕組みが、受験生の選択肢を狭めています。とりわけ、低所得世帯においては、深刻であり、進学チャンスすら奪っているのが現状です。

## 2.大学受験における機会均等のための入学金に関する要望

これらの現状を是正するため、入学しない大学には入学金を払わなくていいよう、文部科学副大臣へ、要望書の提出をもって、以下4つの対策を講じていただくよう要望しました。

### ① 大学に対し、入学金の納付締切日の延長を要請する通知を発出してください。

文部科学省では、家庭の経済状況に関わらず進学チャンスを確保できるようにとの趣旨に基づき、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度を実施していただいています。

しかし、こうした趣旨に反し、入学金の納入期限が早いことで多くの受験生が選択肢を狭められている現状があります。

よって、各大学における入学金の納入締切日の延長が必要だと考えます。

### ② もし私立大学が「入学しない学生から取る入学金」なしに経営できないのであれば、国が高等教育への支出を増やしてください。

### ③ 学生個人への経済的支援を増やしてください。

・世帯としては一定の所得がありながら、子女の学費への支出を拒む保護者や、虐待などの事情から、学校納付金を払ってもらうことが困難な受験生・学生がいます。現行の制度では、世帯所得がある家庭の子どもは給付型貸与型ともに奨学金等の受給ができず、学費の調達ができないことがあります。世帯状況に関わらない受験生・学生個人への経済的支援制度を増設してください。

・受験期は学生としての身分を取得していないため、奨学金等の給付を受けることができず、家庭によっては学校納付金の調達ができません。困難な家庭の受験生への受験料や受験のための交通宿泊費の補助・貸付等の支援制度を増設してください。

### ④ 入学金に関する全国的な実態調査を実施してください。

上記3項目の要求の必要性の検討のため、受験期における学校納付金に関する家庭負担の実態を調査してください。

## 3.受験における機会均等のための提言

入学金の問題と密接に関わりながらも、要望内に含まれなかった課題も多く存在するため、国政政党に対し以下4点を提言いたします。

### ① 高校、専門学校、大学院受験においても入学金の納入期限を延長する

文部科学省に提出した要望は、大学受験に限定した内容となりましたが、入学金の納入期限による受験の機会均等に関する問題は、高校受験や専門学校、大学院受験でも起こっています。大学以外の受験についても、入学金の納入期限延長等の措置が必要だと考えています。

## ② 受験期の資金調達について、公的な支援を増やす

独立行政法人日本学生支援機構法 3 条では、修学援助の対象である「学生等」を、「大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒」と規定しています。このため、入学前の者は支援の対象になりません。対象を「受験生」あるいは「入学予定者」にも拡大し、入学前に奨学金給付を受けられるようにしてください。

また、日本政策金融公庫や社会福祉協議会等の資金調達手段も、困窮した家庭では貸付を受けることが難しいケースがあります。受験料や入学金を納入することが難しい家庭のために受験期の公的な資金支援を増やしてください。

## ③ 大学の詳細な会計の公開を義務付ける

私立大学の入学金は、大学や学部によってその金額に大きな幅があり、その金額の妥当性や用途についてはほとんど説明されていません。大学の性質上、入学金の健全な競争が起こるとは考えづらく、そうである以上は、その金額の妥当性について、受験生や在校生、保護者などを含めて広く議論できるよう、詳細な会計資料を広く一般に公開すべきと考えます。

また、入学金以外の納入金に関しても、その金額の妥当性や用途について説明がされていません。入学金と同様に、受験生や在校生、保護者等を含めて広く議論できるよう、詳細な会計資料を広く一般に公開するよう義務付けてください。

## ④ 生活保護世帯の高卒者への就労指導を弾力的に運用する

生活保護受給世帯の子どもは高校を卒業すると、就労指導の対象となり、生活保護を打ち切られてしまう可能性があります。高等教育の修学支援新制度では、2年間のいわゆる「浪人」が認められているものの、生活保護世帯では「浪人」をして受験を続けることが難しいのが現状です。実質的には浪人することが難しく、当然「滑り止め」が重要になり、入学金納入期限が早いことが受験機会の損失を深刻化しています。

## 4. 結びに代えて

私たちに署名や要望、提言といった活動ができるのは、その余裕がある家庭に生まれたからです。私たち「有志の会」の中にもこの問題の直接的な当事者はいません。できるだけ当事者の声を届けられるよう努めました。汲み取ることができなかった声や、私たちに届いていない声があることは容易に想像できます。

この提言には、私たちが発見することができたものしか書かれていません。本当に声を届けることができない、たった今困窮の中にいる当事者に支援が届くようにしてください。「声をあげることができない人」「声をあげようとも思えない人」が公的な支援から排除されないようにしてください。

自分の力ではどうにもできない困難にぶつかった時、最後に助けてくれるものが政治だと信じています。